公　　告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和８年１１月１６日から４月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和８年１１月１６日

岐阜県知事　江崎　禎英

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

可児中恵土複合店舗

可児市中恵土２３７１―６１　外５筆

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ＳＭＴＢリース株式会社

代表取締役　濵野　敬一

東京都港区芝浦一丁目２番３号

３　変更した事項

（１）大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役　濵野　敬一 東京都港区芝浦一丁目２番３号	ＳＭＴＢリース株式会社 代表取締役　濵野　敬一 東京都港区芝浦一丁目２番３号

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社タチヤ 代表取締役　武田　大輔 名古屋市中区丸の内一丁目１０番２９号 白川第８ビル７階 他１者	株式会社タチヤ 代表取締役　舩木　拓 名古屋市中区丸の内一丁目１０番２９号 白川第８ビル７階 他１者

４　届出年月日

令和８年１１月１１日